



【募集】建築設備技術遺産

【平成 29 年度】

「建築設備技術遺産」の募集

一般社団法人建築設備技術者協会では、平成 23 年度に建築設備分野に係わる「技術」を「建築設備技術遺産」として認定する制度を創設し、認定をしてまいりました。建築設備技術者が関わってきた、建築設備分野の技術および設備関連情報とそれを建物に収めてきた技術は、次世代に伝える必要のある大切な遺産です。技術遺産の認定を通じ、建築設備の「技術」・「役割」・「文化」を広めたいと考えています。

平成 29 年度 建築設備技術遺産の募集要領を掲載いたします。多数のご応募をお待ちしています。



認定の指針

「建築設備技術遺産」とは、建築設備における空調・衛生・電気・搬送の 4 領域に関する技術と技術者の歴史的な足跡を示す具体的な事物・資料であって、以下のいずれかに合致するものをいう。

- (1) 建築設備技術の進歩・発展において重要な成果を示したもの
- (2) 生活、経済、社会、地球環境、技術教育に貢献した、または当時を反映する技術遺産である建築設備技術

◆ 各項目の内容 ◆

- (1) 建築設備技術の進歩・発展において重要な成果を示したもの

- ①ユニーク : 技術発展の一時代において独創性・新規性があったもの
- ②ハイレベル : 技術発展の一時代において優れた品質・性能を有したもの
- ③影響力 : 新たな産業分野の創造に影響を及ぼしたもの
- ④デザイン性 : 設計上特筆すべき事項のあったもの

- (2) 生活、経済、社会、地球環境、技術教育、技術遺産に対して貢献した建築設備技術

- ①発展・創出 : 生活・経済・社会の発展や新しい活動様式の創出に貢献したもの
- ②エコロジー : 地球環境の改善に顕著に貢献したもの
- ③繋ぐ・継ぐ : 技術教育的価値を有し、建築設備技術の継承に貢献するもの
- ④財産 : その時代を映し出す技術的遺産

認定基準

次の各項目のいずれかに該当するもので、広く建築設備技術分野に寄与したもの

- (1) 対象物が、建築設備技術者とその関係者によって社会に供されたもの
(初めて開発されたものや、この分野を変化・発展させたものが好ましい。)
- (2) その他、係わった技術者による後世に伝えるための書籍類でその特徴を有するもの
- (3) 既に、博物館・史料館・資料館などで、保存されているもの

■ 認定対象

- ・認定対象領域は、建築設備における空調・衛生・電気・搬送の4領域
 - ・認定対象は、保存・収集された建築設備と技術者の足跡を伝える建築設備技術分野の「関連書類」および「もの」
- ※なお、単年度の認定は1社1件までとなります。

■ 対象となる時代

原則として、明治年代以降を対象範囲とするが、必要に応じて江戸後期まで年代を拡大する。

■ 建築設備技術遺産認定

- ・「建築設備技術遺産」認定証の授与
- ・協会誌「建築設備士」での発表
- ・協会 Web サイト「建築設備技術バーチャル科学館」への認定遺産の展示

■ スケジュール

応募受付期間 2016年6月15日～9月15日

審査結果の公表 2017年5月末頃

認定証の授与 2017年6月 通常総会終了後認定証授与式を執り行います

■ 応募の詳細

一般社団法人建築設備技術者協会の Web サイトに詳しい応募要領と応募書類等が記載されています。
以下の URL をご参照ください。

<http://www.jabmee.or.jp>

問い合わせ先

一般社団法人 建築設備技術者協会 「建築設備技術遺産」係

E-mail : info@jabmee.or.jp

TEL : 03-5408-0063

FAX : 03-5408-0074